

# 補強法則・共犯者の自白

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#31 / 動画: [https://youtu.be/Z\\_UmZ8W8jak](https://youtu.be/Z_UmZ8W8jak)

第4章 公判・証拠法 ⑧ / 動画の内容を見返し用にまとめたものです (動画には含みません)。

## 補強法則とは——自白だけでは足りない [短答・論文共通]

定義から。被告人を有罪にするには。本人の自白だけでは足りない。必ず自白以外の証拠が要る、というルールです。補強証拠と呼びます。裏付け捜査の成果ですね。死体、凶器、目撃証言。そういう客観証拠です。死体も凶器も目撃も、何もない。自白だけ。その場合は、無罪にしなければなりません。自白一本では、有罪の土俵に上がれない。

## なぜ必要か——自白偏重と冤罪を防ぐ [短答・論文共通]

趣旨は二つ。前回と同じ通奏低音です。一つ、誤判の防止。人は嘘の自白をする。庇ったり、混乱したり。虚偽自白は現実起きる。自白だけで処罰すると、冤罪が生まれます。二つ、自白偏重の防止。捜査が裏付けをサボり、無理な取調べに走る。裏付けがなきゃ勝てない、とすれば歯止めになる。

## 根拠条文——憲法38条3項と319条2項 [短答・論文共通]

**条文** 日本国憲法38条3項 (自白の補強法則)

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

根拠は、まず憲法。38条3項です。自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白。その場合は、

有罪とされ、又は刑罰を科せられない。冤罪防止は、憲法レベルの要請なんです。

条文 刑事訴訟法319条2項（補強法則）

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

これを受けた刑訴が、319条2項。公判廷における自白であると否とを問わず。自己に不利益な唯一の証拠なら、有罪とされない。よく気づきました。後でそこが効いてきます。

性質——証明力の問題・自由心証の例外〔論文の骨格〕

条文 刑事訴訟法318条（自由心証主義）

証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

法律上の位置づけ。ここが試験で問われます。前回の任意性は、証拠能力＝資格の問題でした。補強法則は、証明力＝有罪にするパワーの問題。そして、もう一つ大事な性質。318条。証拠の証明力は裁判官の自由な判断。普通は何をどれだけ信じるかは裁判官の

自由。でも補強法則は、いくら信じてでも自白だけなら有罪にするな。法律で縛りをかける。自由心証主義の例外です。その一点で、補強法則は特別な存在なんです。

なお、補強が要るのは「自白」だけ。「承認」、つまり不利益な事実を認めるだけなら。

承認程度なら冤罪リスクが低いからです。

## 憲法と刑訴のズレ——公判廷の自白 〔論文の骨格〕

さっきの「公判廷であると否とを問わず」。実は、憲法と刑訴で射程が少しズレます。憲法38条3項は、歴史的に捜査段階の自白偏重を抑える狙い。だから、法廷での自白には補強は要らないのでは、と。判例も、公判廷の自白は憲法の「本人の自白」に含まれないとした。最大判、昭和23年7月29日です。憲法だけならそうなる。でも刑訴が上乘せした。319条2項が「公判廷であると否とを問わず」

と明記。刑訴は憲法より手厚く、被告人を守っています。

## 補強の範囲——罪体説と実質説〔論文の骨格〕

私がAを殺した、と自白。何を裏付ければ足りる。犯罪があった事実だけか、犯人が被告人だ、までか。通説は罪体説。補強が要るのは罪体。罪体とは、犯罪事実の客観的側面の主要事実。死体がある、物がなくなっている。そこは要る。でも、被告人が犯人だ、までは自白で足りる。立証が著しく困難になり、自白の有用性が失われる。

### 判例（補強の範囲・実質説）

補強証拠は、必ずしも犯罪構成事実の全部にわたって、もれなく自白を裏付けるものでなくてもよく、**自白にかかる事実の真实性を保証し得るものであれば足りる（実質説）**。

→ 最判昭24・4・30。補強の範囲につき判例が採る立場=罪体説（通説）より緩やか。論文では通説の罪体説で書きつつ、判例の実質説を反対説として示すのがよい。

一方、判例は実質説。昭和24年4月30日。自白にかかる事実の真实性を保証し得る証拠で足る。罪体説より緩く、一部の裏付けでも有罪になりうる。ただし実質説には強い批判がある。真実だと確信できればOKだと、結局裁判官の心証頼み。せつかくの自由心証の例外が、骨抜きになる。その通り。だから論文は、判例の実質説を紹介しつつ。通説の罪体説で書くのが、きれいな型です。

## 範囲のあてはめ——盗品等運搬と無免許〔短答・論文共通〕

説の違いで結論が変わる、有名な例。盗品等運搬罪。私は盗品のバイクを運びました、と自白。証拠は、自白と、持ち主の盗難届だけ。罪体説なら、運搬した事実の裏付けも要る。盗難届だけでは足りず、有罪にできない。盗品だと裏付けば、自白と合わせ真实性が担保。盗難届だけで、有罪にできる。もう二つ補足を。主観面は両説で補強不要。そこは自白で足りる。逆に無免許運転は。無免許の事実にも補強が要る。昭和42年12月21日。

## 補強証拠適格——独立性と機械的供述〔論文の骨格〕

二つ目の論点。何なら裏付けに使えるか。要件は二つ。証拠能力があること。そして、自

白から独立していること。自白と中身が同じものは、いくら集めても裏付けにならない。例えば、本人の日記。これは自白と同類なので原則ダメ。ところが、例外がある。最高裁、昭和32年11月2日。

### 判例（補強証拠適格・機械的供述）

商業帳簿などの機械的記載は、犯罪事実を承認する自白とは性質を異にし、自白からの独立性を欠かず、補強証拠としての適格を有する。

→ 最決昭32・11・2（未収金を集金のつど記入した未収金控帳）。本人作成でも、罪を認める意図のない事務的・機械的記載は嘘をつく動機がなく、自白と同視されない＝補強証拠になりうる。

商売の未収金を機械的に記した、未収金控帳。これは、罪を認める意図で書いたものではない。嘘をつく動機がない、機械的な記載。だから自白とは独立した補強証拠になる、とした。

## 補強の程度——相対説〔短答・論文共通〕

三つ目。裏付けは、どれくらい強ければよいか。補強証拠だけで犯罪を完全に証明しろ、

という考えもある。範囲で罪体説を貫くなら、程度も絶対説が筋。でも実務は緩い方。単体では弱くても、自白と合わせて。間違いないと確信できれば足りる。これが相対説です。実務はこの相対説で動いています。

## 共同被告人とは——同じ法廷の二人〔短答知識〕

**条文** 刑事訴訟法313条1項（弁論の分離・併合）

裁判所は、適当と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、**決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し**、又は終結した弁論を再開することができる。

後半は山場。まず共同被告人を定義します。別人の二つ以上の事件が、併合審理されるとき。その数人の被告人を、共同被告人と呼びます。本来は別々の裁判を、313条1項で。弁論を併合し、同じ法廷で一緒に進められる。その通り。問題は、隣のYの供述です。Yが、Xと一緒にやった、と語った。このYの言葉を、Xの有罪証拠に使えるか。

### 共同被告人の供述——3つのルート 〔論文の骨格〕

使い方は三つのルートがあります。一つ、Yを証人として尋問する。二つ、併合のまま、被告人質問で語らせる。三つ、Yが法廷の外で語った調書を使う。一つ目の証人ルートには、壁がある。被告人には黙秘権、証人には供述義務。だから併合のままでは、証人にはできません。解決は、弁論の分離。Yを切り離せば第三者。しかも誰でも証人になれるのが原則、143条。自分に不利な質問は、146条で証言を拒める。

### 被告人質問と公判廷外——無条件と 伝聞 〔論文の骨格〕

二つ目。分離せず、被告人質問で語らせた場合。判例は、無条件で証拠能力を認めます。311条3項。共同被告人に質問する機会が保障されている。実際に答えるかでなく、質問できる機会があるか。それで憲法37条2項の審問の機会は満たされる、と。聞かれたら、判例は無条件、と答えます。三つ目。Yの捜査段階の調書を使う場合。XにとってYは他人。被告人本人の322条ではない。被告人以外の者の供述、321条1項各号で扱う。検面調書なら2号、員面調書なら3号の要件。

### 共犯者の自白と補強法則——逆転現象 〔論文の骨格〕

いよいよ核心。XとYが殺人の共同正犯。Xは否認、Yは、Xと一緒にやった、と自白。自分の自白があるので、当然補強法則が適用。死体や凶器がなければ、Yは無罪です。あるのは、共犯者Yの自白だけ。これ一本で、Xを有罪にしているか。そこが分岐点。判例の結論は、入らない。共犯者の自白に、補強法則は適用されない。理由は、YはXにとって第三者だから。他人の供述は、目撃証言と同じ扱い

になる。自白したYは補強なく無罪になりうる。名前を出されたXは、Yの自白一本で有罪になりうる。練馬事件、昭和33年5月28日。昭和51年10月28日も同旨。ただし、共犯者の自白は危険な証拠です。自分だけ罪を被るのが嫌で、他人を巻き込む。だから信用性は、慎重に判断せよ、とされます。

## 論文の型：共犯者の自白と補強法則

### 〔論文〕

論文のコア規範。逐語で覚えるのは太字だけ。共犯者の自白は、被告人にとって第三者の供述。319条2項の「本人の自白」に当たらない。だから補強法則の適用はなく、自白のみで有罪にできる。あとは復元キーで戻せます。本人の自白の射程が問題。共犯者は第三者。よって本人の自白に含まれず補強不要。引っ張り込みに注意。

答えは、Xにとって共犯者Yが第三者かを確認。第三者なら319条2項の射程外、と立てま

す。

## まとめ——入口と出口で自白が完結

### 〔まとめ〕

補強法則は出口の安全装置。自白だけでは有罪にできない。証明力の制限。自由心証主義の例外で、根拠は憲38条3項と319条2項。範囲は罪体説が通説、判例は実質説。適格は独立性が要で、機械的供述は例外。程度は相對説。自白と合わせて確信できれば足る。本人の自白に当たらず、補強不要。でも慎重に。これで入口の任意性と合わせ、自白クラスが完結です。

## 次回予告——違法収集証拠排除法則

### 〔次回予告〕

違法収集証拠排除法則。違法な捜査で得た証拠を、法廷から閉め出せるか。あの宿題を、まとめて回収します。